

入札約款

(目的)

第1条 印西市の発注に係る工事又は製造の請負、工事中材料の買入れ及び調査、測量、設計の委託業務契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記1号様式により明確に記入し、入札者の氏名を表記し、入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を提出しなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

8 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格のある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者が、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届(別記第4号様式)を契約担当者へ直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行するものに直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第5条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 誓約書を提出しない者がした入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札 (免除の場合を除く。)
- (5) 記名押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明かに連合であると認められる入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- (10) 入札書に辞退と記入し入札箱に投函した入札書
- (11) その他入札に関する条例に違反した入札

(落札者の決定)

第6条 工事又は製造の請負に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 工事用材料の買入れ及び委託業務に係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第7条 落札者となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第8条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前に公表

する入札にあっては、再度の入札を行わない。

- 2 再度入札に参加できる者は、1回目入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。

なお、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

- 3 再々度の入札は行わない。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(入札保証金)

第10条 入札参加者は、その見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に本市に納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、入札保証金の一部又は全部を免除するものとする。

- (1) 入札参加者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 入札参加者が過去2年間に本市、国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 2 前号に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提出された証券の価格は、当該各号に定める価格とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

- (1) 国債又は地方債

政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件
（明治41年勅令第287号）の例による金額

- (2) 特別の法律による法人の発行する債権

額面又は登録金額（発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価各）の10分の8に相当する金額

- (3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形

手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付す

べき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる額)

(4) 金融機関の保証する小切手

保証する金額

(5) 金融機関がする保証

保証する金額

(入札保証金の還付等)

第11条 入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えることができる。

(契約保証金)

第12条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約代金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。第10条第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第5号の「金融機関がする保証」とあるのは、「金融機関がする保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社がする保証」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、落札者が次の各号の一に該当するときは、契約保証金の一部又は全部を納付させないことができる。

(1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 落札者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

(4) 落札者が法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

(契約保証金の還付)

第13条 前条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき又は契約を解除したときは、速やかに還付する手続きをしなければならない。

(異議の申立て)

第14条 入札をした者は、入札後この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(その他)

第 15 条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(補則)

第 16 条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

(沿革)	昭和 6 1 年	7 月	1 日	制定	同日施行
	昭和 6 3 年	6 月 2 3 日		改正	昭和 6 3 年 6 月 2 7 日施行
	平成 3 年	6 月 2 0 日		改正	平成 3 年 6 月 2 1 日施行
	平成 3 年	1 2 月	4 日	改正	平成 4 年 1 月 1 日施行
	平成 6 年	2 月	8 日	改正	平成 6 年 3 月 1 日施行
	平成 9 年	4 月	1 日	改正	同日施行
	平成 1 1 年	8 月	1 日	改正	同日施行
	平成 1 5 年	4 月 2 8 日		改正	同日施行